

【公印・契印省略】

総統勢第 44 号
令和 7 年 2 月 18 日

マンション管理業者 各位
マンション管理組合 各位
賃貸住宅管理業者 各位
マンション等所有者 各位

総務大臣

令和 7 年国勢調査を円滑に行うための統計法第 30 条第 1 項の規定に基づく協力要請について（通知）

本年は、5 年に 1 度の国勢調査の実施年であり、同調査を 9 月から 10 月までの期間で実施することとしています。

国勢調査は、我が国に常住する全ての世帯・人（外国籍の方を含む。）を対象とした最も基本的かつ重要な調査であり、回答には統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 13 条の規定により報告義務が課せられています。

つきましては、令和 7 年国勢調査を円滑に行うため、統計法第 30 条第 1 項の規定に基づき、下記について協力を要請しますので、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、マンション管理業者及び賃貸住宅管理業者におかれましては、各支店・事務所等及び各マンション・賃貸住宅に周知いただくとともに、必要に応じ、本通知をマンション管理組合及びマンション等所有者にお渡しいただきますよう、併せて御協力をお願い申し上げます。

また、マンション管理組合及びマンション等所有者におかれましても、必要に応じ、本通知をマンション管理業者及び賃貸住宅管理業者にお渡しいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 国勢調査のポスター等の掲示

国勢調査の実施を世帯に周知するため、掲示板、エレベーター等に総務省、都道府県又は市区町村が提供するポスターやリーフレットの掲示をお願いします。

2. 国勢調査員訪問時のオートロックのドアの解錠

国勢調査員は、調査書類の配布又は回収を行い、必要に応じて郵便受けを使用させていただく場合があります。オートロックのドアがある場合や郵便受けがドアの奥にある場合は、国勢調査員の調査活動が円滑に行えるよう、ドアの解錠の御協力をお願いします。

3. 空き室情報等の提供

国勢調査員が訪問した際、空き室の状況をお聞きする場合があります。また、国勢調査の適切な実施及び結果の審査に当たって、総務省、都道府県又は市区町村が管理業者等に対して、管理物件情報や空き室情報の提供を求めることがありますので、御協力をお願いします。

4. 連続訪問の許諾及び世帯への事前通知

国勢調査は、共同住宅に居住する全ての世帯を対象としています。国勢調査員がオートロックのドアを入った後、世帯を連続で訪問することについての許諾及び世帯への事前通知をお願いします。

5. 不在世帯等に係る情報提供

世帯員の不在等により調査が困難な場合、国勢調査員が当該世帯の情報（世帯員の氏名、男女の別、世帯の種類、世帯員の数及び住宅の建て方）を質問する場合があります。また、市区町村が管理業者の事務所等を訪問し、当該世帯の情報（世帯員の氏名、男女の別及び世帯員の数）を質問する場合がありますので、御協力をお願いします。

管理業者等が国勢調査員及び市区町村の質問に答えることは、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条の「法令に基づく場合」に該当するほか、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第80条や賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）第21条の「正当な理由」にも該当し、これらの規定に抵触することはありません。

6. 調査員の携行用品に係る情報共有

国勢調査員には調査活動中、『国勢調査員証』を常に携行するよう指導しております。国勢調査を装った詐欺や不審な調査への被害防止の観点から、国勢調査員が携行する調査用品について情報共有をさせていただきますので、共同住宅の管理員等へ情報共有のほどをお願いします。

上記のほか、国勢調査を共同住宅内で円滑に行うため、当該共同住宅の管理員を国勢調査員に推薦すること又は共同住宅内における国勢調査員の事務を当該共同住宅の管理業者に委託することについて、市区町村から検討のお願いをすることがあります。

また、総務省統計局でこのほかに毎月実施している基幹統計調査である、労働力調査、家計調査及び小売物価統計調査においても、世帯又は不動産管理会社等を訪問させていただくことがあります。これらの調査につきましても、調査への協力が得られますよう併せて御配慮をお願いいたします。

各位におかれましては、了知の上、上記と併せて御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。